

答申情第214号
令和8年2月25日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年1月8日付け北環第118号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

公害苦情相談処理カードに係る公文書一部公開決定事案（諮問情第325号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和6年11月22日に、処分庁（担当部署 環境政策局環境企画部北部環境共生センター。以下同じ。）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「令和5年9月5日以降の●●西側マンション建設工事に関する公害苦情相談処理カード」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「公害苦情相談処理カード（令和5年度左京区 No.21-4から No.21-23まで及び令和6年度左京区 No1003-1から1003-9まで）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年12月13日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

※ 公文書一部公開決定通知書には「第6号」の記載がないが、後述ウのとおり、第6号に該当する旨を記載している。

ア 個人の氏名、住所、電話番号及び続柄については、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第1号に該当）

イ 法人担当者の氏名については、当該情報により特定の個人を識別することができるものとともに、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第1号及び第3号に該当）

ウ トラックの走行ルート設定理由の一部については、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第3号のア及び第6号に該当）

(3) 審査請求人は、令和6年12月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち、次の非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

ア No.21-4 R5.9.5の13：20の行

イ No.21-5 R5.9.7の15：25の下3行余

ウ No.21-8 図：推進工事作業箇所

エ No.1003-4 R6.5.2の10：46の箇所

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

処分庁では、地域的公害の防止及び苦情の処理並びにこれらに伴う調査及び立入検査に関する事務等を行っている。同業務では、苦情の申立に基づき、苦情として受付、現場調査等を行い、処理経過を本件請求の対象となった「公害苦情相談処理カード」に記録している。当該カードは様式1から様式4で構成されており、内容は以下のとおりである。

様式1：当事者である事業者（以下「本件事業者」という。）及び申立人の住所、氏名等の情報

様式2：聴取内容、現場調査結果等の時系列の情報

様式3：公害苦情調査票（国の統計資料報告用）

様式4：調査票（騒音、振動、悪臭）（国の統計資料報告用）

本件公文書は、当該カードの様式2の一部であり、「令和5年度左京区 No.21-4、No.21-5、No.21-8」及び「令和6年度左京区 No.1003-4」である。

これらは、処分庁に申し立てられた解体工事及び新築工事に伴う騒音・振動に係る苦情の記録であり、公害苦情相談の申立人等の個人の氏名等、処分庁が行った現場調査記録、本件事業者が行った工事の内容及び本件事業者から行政機関への相談記録等の情報が含まれている。

(2) 条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当することについて

ア No.21-4 R5.9.5の13：20の行の非公開部分

当該非公開部分には、法人担当者の氏名・役職・所属の情報が記載されており、個人に関する情報であり、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、当該個人の権利を侵害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

また、それらの情報は、当該法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、条例第7条第3号に該当する。

イ No.21-5 R5.9.7の15：25の下3行余の非公開部分

当該非公開部分には、本件現場までのトラックの走行ルート設定理由が記載されている。当該情報は、トラックの騒音・振動に関する申立を受け、走行ルートの設定理由について、処分庁が本件事業者に確認した際、本件事業者から任意で提供を受けたものである。通常、処分庁以外のものに対して広く公にされるものではなく、専ら本件事業者における内部の情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあることから、条例第7条第3号のアに該当する。

また、当該情報は、公害苦情相談解決のために任意で京都市に提供されていることを鑑み、公

にすることにより、今後の苦情相談処理業務における情報収集を困難にし、処分庁の目的である公害苦情の解決に大きな障害となることは明らかであり、調査に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

ウ No.1003-4 R6.5.2の10:46の箇所の非公開部分

当該非公開部分には、処分庁が京都府総合政策環境部環境管理課に送付したメールの内容を記載している。当該内容は、審査請求人から公害紛争処理制度に関する問合せを受けた京都府総合政策環境部環境管理課が、本件の相談状況に関する情報提供依頼を行い、処分庁から送付したもので、本件申立状況に関する情報が含まれている。

したがって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

(3) その他

ア 4(2)ウのNo.1003-4 R6.5.2の10:46の箇所の非公開部分の非公開理由に関する公文書一部公開決定通知書への記載漏れについて

4(2)ウのNo.1003-4 R6.5.2の10:46の箇所の非公開部分の非公開理由について、公文書一部公開決定通知書の「公文書の一部の公開をしない理由」欄において記載漏れがあった。記載すべきであった非公開理由は、次のとおりである。

本市が京都府総合政策環境部環境管理課に送付したメールの内容については、本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第6号に該当)

なお、上記非公開理由及び4(2)ウの内容については、本件公文書の公開の際に審査請求人に口頭で説明を行っている。

イ 「No.21-8 図：推進工事作業箇所」について

本図は、工事箇所について図形を用いて示したものである。当該箇所は非公開情報ではなく、本件公文書の公開の際に審査請求人に当該内容について口頭で説明を行っている。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件処分のうち、次の非公開とした部分について取り消しを求める。

- (1) No. 21-4 R5.9.5の13:20の行
- (2) No. 21-5 R5.9.7の15:25の下3行余
- (3) No. 21-8 図：推進工事作業箇所
- (4) No. 1003-4 R6.5.2の10:46の箇所

本件処分は、京都市市民参加推進条例第3条違反、京都市情報公開条例第3条、第7条及び第20条違反、京都市環境基本条例第3条～第5条、第12条～第14条、第18条、第21条～第26条、第30条及び第33条違反等に基づいた違法な処分であるから、その取消しを求める。

本件処分は、京都市情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）該当箇所以外、審査請求人の基本的請求内容とは著しく異なり、市民目線で当該情報を分かりやすく伝えておらず、上記条例違反、説明義務違反及び誠実対応義務違反等に基づいている。

現に弁明書でも、審査請求人の主張に対し、到底満足な説明回答をしていない。

しかも、「環境政策局環境企画部北部環境共生センター」員らは、違法な「環境破壊」に過ぎない〇〇らの公害事業を早期認識しながら、上記条例に係る説明義務及び誠実対応義務等を怠り、本件処分（黒塗箇所）の具体的合理的根拠も不明なまま、条例第7条第3号及び同第6号に該当するとか、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を（明らかに）害するおそれがある」「公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」云々と、明らかに違法な「仮装隠蔽」をすることにより、自身らの重大な違法行為（上記条例違反行為）を、この期に及んで正当化しているに過ぎない。

また、京都市職員倫理憲章・京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例等とは裏腹に、重大な上記条例違反行為を糊塗した上で「本件処分に違法又は不当な点はない」として、第1号該当を除く不合理な弁明に終始しており、本件処分に係る違法な「処分行為」全般と共に、むしろ、その重大な京都市市民参加推進条例第3条違反、京都市情報公開条例第3条、第7条及び第20条違反、京都市環境基本条例第3条～第5条、第12条～第14条、第18条、第21条～第26条、第30条及び第33条違反等が明らかである。

したがって、本件処分は、違法（上記条例違反等）であるから取消しを免れない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、公害に係る苦情の申立に基づき、処分庁が受付や現場調査等を行った処理経過を記録した「公害苦情相談処理カード」のうち、聴取内容や現場調査結果等の時系列の情報を記載した「様式2」の一部である。

これらは、解体工事及び新築工事に伴う騒音・振動に係る処分庁への苦情の記録であり、公害苦情相談の申立人等の氏名等の個人情報、処分庁が行った現場調査記録、本件事業者が行った工事の内容及び本件事業者から行政機関への相談記録等の情報が含まれている。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件処分において非公開とされている部分のうち、2(3)アからエの非公開部分について公開を求めている。

2(3)ウについては、処分庁が4(3)イで述べているとおり、非公開情報を含んでいないことから、当審議会においては、2(3)ア、イ及びエの非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、2(3)アの非公開部分は、法人担当者の氏名・役職・所属の情報が記載されており、

条例第7条第1号及び第3号に該当すると主張する。

2(3)イの非公開部分については、本件現場までのトラックの走行ルート設定理由が記載されており、事業者内部の情報であることから同条第3号、また、公害苦情相談の解決のために任意で京都市に提供されたものであり、公にすると今後の苦情相談及び調査に係る事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから同条第6号にも該当すると主張する。

2(3)エの非公開部分は、本件申立状況を処分庁から京都府に情報提供した内容が記載されており、公にすることにより、公害に係る正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、同条第6号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、条例の非公開事由に該当しないと主張する。

(4) 2(3)アの非公開部分の条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において本件公文書の2(3)アの非公開部分を見分したところ、法人担当者の氏名、役職、所属の情報が記載されていることが認められた。

ウ これらの情報は、情報そのものにより又は単独では必ずしも特定の個人が識別されないとしても、役職及び所属といった他の情報と照合することにより容易に特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報に該当すると判断する。

よって、2(3)アの非公開部分は、条例第7条第1号に該当する。

エ なお、処分庁は、当該部分について同条第1号該当性以外にも同条第3号該当性を主張するが、第1号に該当することから、第3号該当性の検討までは要しないことを申し添える。

(5) 2(3)イの非公開部分の条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において2(3)イの非公開部分を見分したところ、トラックの走行ルートの設定理由が記載されていることが認められた。

ウ 当該情報は、トラックの騒音・振動に関する申立を受け、走行ルートの設定理由について、処分庁が本件事業者に確認した際、本件事業者から任意で提供を受けたものである。通常、処分庁以外のものに対して広く公にされるものではなく、専ら本件事業者における内部の情報であり、当該法人がトラックの走行ルートを決するまでの検討に係る内容は、当該法人の事業活動に係る情報であり、公にすると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断する。

よって、2(3)イの非公開部分は、条例第7条第3号に該当する。

エ なお、処分庁は、当該部分について同条第3号該当性以外にも同条第6号該当性を主張するが、第3号に該当することから、第6号該当性の検討までは要しないことを申し添える。

(6) 2(3)エの非公開部分の条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において2(3)エの非公開部分を見分したところ、処分庁から京都府へ本件申立について情報提供をした内容が記載されており、申立者及び申立内容についての記載や対応状況の詳細についての記載が認められた。

ウ 一般に、苦情の申立者は自らの申立内容が公にされることを予定していないため、申立人に関する情報を公開すると、市民が苦情の申立てをためらう可能性は否定できない。その結果として、公害対策に係る情報が収集できなくなるなど、業務に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、法人への指導内容等を含む対応状況の詳細を公開すると、今後、違反の巧妙な隠匿が行われる可能性は否定できず、公害対策における違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

よって、2(3)エの非公開部分は、条例第7条第6号に該当する。

(7) 以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年	1月 8日	諮問
	2月 7日	諮問庁からの弁明書の提出
	3月12日	審査請求人からの反論書の提出
	11月13日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第7回会議）
令和8年	1月26日	審査請求人の口頭意見陳述（令和7年度第9回会議）
	2月25日	審議（令和7年度第10回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）